

## 感染状況に応じたイベント開催制限等について

		安全計画策定（注1）	その他 (安全計画を策定しないイベント)
下記以外 の区域		人数上限(注2) 収容率上限 (注2)	収容定員まで（注3） 100%（注4）（注5）
重点措置 区域		人数上限(注2) 収容率上限 (注2)	収容定員まで（注3） 100%（注4）
緊急事態 措置区域		時短	原則要請なし（注6）
		人数上限(注2) 収容率上限 (注2)	10,000人 (対象者全員検査により、収容定員まで追加可) （注7）
		100%（注4）	5,000人 大声なし：100% 大声あり：50%

※遊園地やテーマパーク等については、都道府県知事の判断により、上記の緊急事態措置区域、重点措置区域と同様の制限を適用することも可能  
 (注1) 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用（緊急事態措置区域においては、5,000人超）  
 (注2) 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）  
 (注3) 地域の実情に応じて、都道府県知事の判断により、人数上限の制限を行うことも可能とする  
 (注4) 安全計画策定イベントでは、基本的に「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合、それぞれ50%（大声あり）・100%（大声なし）同一イベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」の要請を行うことも可能  
 (注5) 都道府県知事の判断により要請を行うことも可能  
 (注6) 対象者全員検査における検査結果の陰性を確認する対象者は、定められた人数上限を超える範囲の入場者とする。都道府県の判断に  
 より、対象者全員検査の活用を行わないことも可能

# イベント開催等における必要な感染防止策

別紙2

基本的な感染防止策		具体的な対策例 ※対策の例であり必須の取組ではないことに留意すること
1. イベント参加者の感染対策		
(1) 感染経路に応じた感染対策		
<b>①飛沫感染対策</b>	<b>□ 適切なマスク（不織布マスクを推奨。以下同じ。）の正しい着用の周知・徹底</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ マスクを着用しない者や大声を出す者（大声なしの場合）に対する個別注意等の具体的方法の検討・実施<ul style="list-style-type: none"><li>・（大声なしの場合）主催者や出演者等から参加者等に対する「大声を出さないこと」の適切な周知する「大声を着用しない者や繰り返し大声を発する観客（大声なしの場合）の退場措置の事前準備・周知（チケット購入時の約款に明記等）</li><li>・マスクを着用する者によるモニタリング、個別注意や退場の徹底</li><li>・購入時の大口に係るファンクラブ等との事前調整</li><li>・警備員や映像・音声によるモニタリング、個別注意や退場の徹底</li></ul></li><li>○ 入場ゲートの増設、開場時間の前倒し、時間差・分散退場の実施、密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築、交通機関との連携（駅付近の混雑度度データを踏まえた酸化炭素濃度測定器等）による誘導</li><li>○ おけるイベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保<ul style="list-style-type: none"><li>* 大声を伴わない場合は、人と人との間に適切に周知すること。大声を伴う可能性がある場合は、前後左右の座席との身体的距離の確保（座席間は1席（座席間は最低1m）空ける）</li><li>* 「観客等が、①通常よりも大きな声量で、②反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを「大声あり」に該当する場合、「大声あり」のエリアを明確に区分して開催する場合、上記対策に加えて、 <ul style="list-style-type: none"><li>□ 大声なしエリア・大声ありエリアの明確な区分があり、それぞれににおける、イベント参加者間の適切な距離の確保</li><li>□ 大声なしエリアにおける、大声を防止するための対策の実施</li></ul></li></ul></li><li>○ チケット販売時等におけるエリア区分に関する周知・徹底<ul style="list-style-type: none"><li>・イベントごとの声出し応援のルール等の周知・徹底</li><li>・座席指定などエリアごとにチケットを分けて販売</li><li>・主催者及び出演者等からのアナウンスや警備員の配置等により、大声なしエリアにおける応援の個別呼びかけ、及び大声を出す者が出する注意や退場の徹底</li></ul></li></ul>

# イベント開催等における必要な感染防止策

別紙2

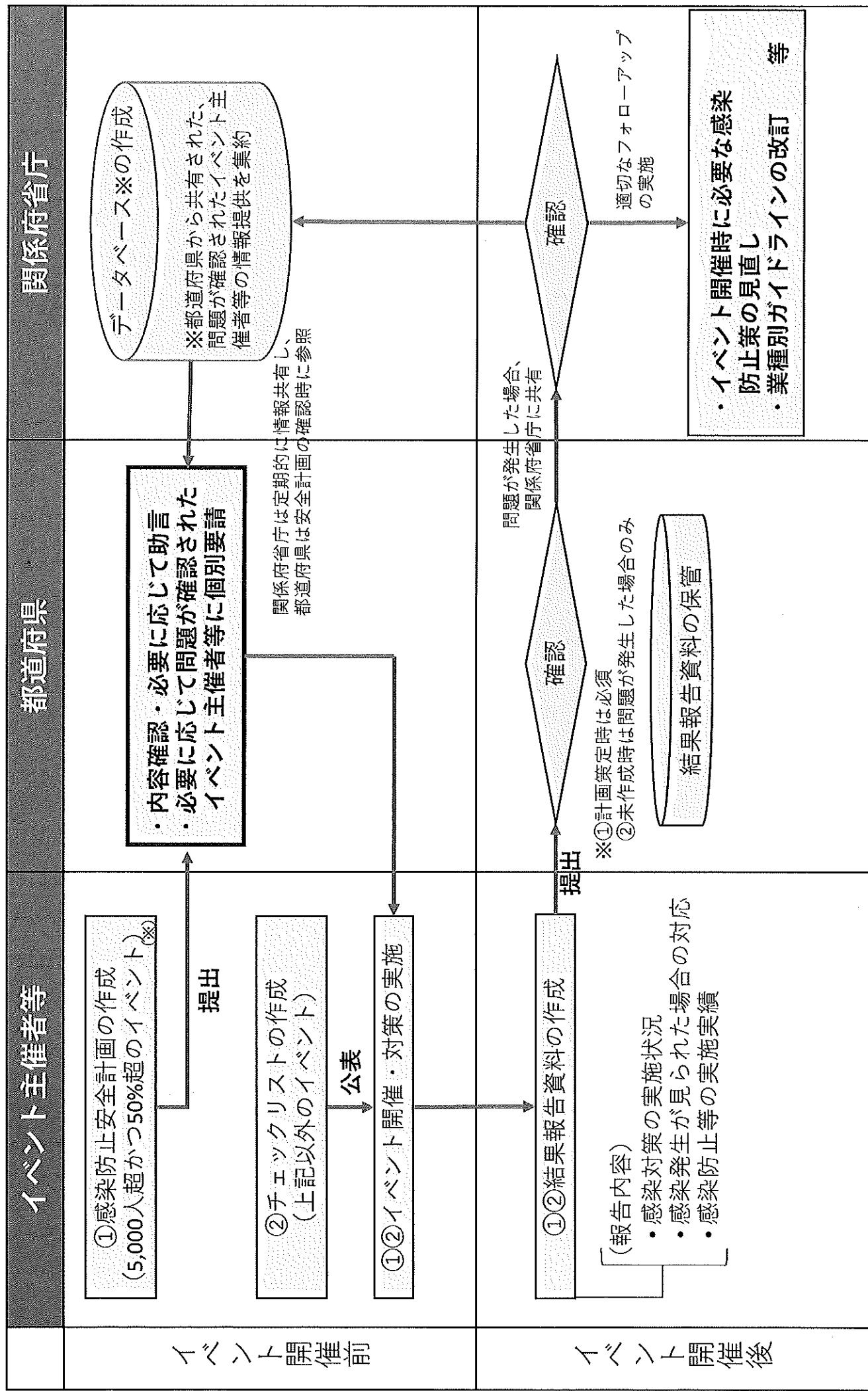
基本的な感染防止策	具体的な対策例 ※対策の例であり必須の取組ではないことに留意すること
(1) 感染経路に応じた感染対策	
②エアロゾル感染対策	
<input type="checkbox"/> 機械換気による常時換気又は窓開け換気 <ul style="list-style-type: none"> <li>* 必要な換気量（一人当たり換気量30m<sup>3</sup>/時を目安）を確保するため、二酸化炭素濃度を概ね1,000ppm以下を目標（二酸化炭素濃度測定器の活用が効果的）</li> <li>* 機械換気が設置されていない場合の窓開け換気は、可能な範囲で2方向の窓開け</li> <li>* 機械換気、窓開け換気ともに、相対湿度の目安は40-70%</li> <li>* 適切なマスクの正しい着用の周知・徹底【①と同様】</li> </ul>	<input type="radio"/> 各施設の設備に応じた換気 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設に備わっている換気設備の確認、その仕様を踏まえた適切な換気</li> <li>・ 二酸化炭素濃度測定器による常時モニターや映像解析を活用した換気状況を確認するための手法の検討・実施</li> <li>・ 換気能力維持のための定期的な検査・メンテナンス</li> </ul>
<input type="checkbox"/> イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント開催は除く <ul style="list-style-type: none"> <li>* 適切なマスクの正しい着用の周知・徹底【①と同様】</li> </ul>	<input type="radio"/> マスクの着用及び距離の確保については、①飛沫感染対策の対策例を参照
③接触感染対策	
<input type="checkbox"/> イベント参加者によるこまめな手洗・手指消毒の徹底や、主催者側によるイベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）の消毒の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>* イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント開催は除く</li> </ul>	<input type="radio"/> 具体的な手洗場、アルコール等の手指消毒液の設置場所、準備個数等の検討・実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ○ アナウンス等による手洗・手指消毒の呼びかけ</li> </ul>
(2) その他の感染対策	
④飲食時の感染対策	
<input type="checkbox"/> 上記(1) 感染経路に応じた感染対策と併せて、飲食時の感染対策（食事中以外のマスク着用、飲食に伴いマスクを外す際の会話自粛等）の徹底の周知	<input type="radio"/> アナウンス等による飲食時の感染対策の呼びかけ <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 飲食専用エリアの設置及び当該エリアでの飲食の推奨</li> <li>○ 飲食店に求められる感染対策等を踏まえた飲食専用エリアでの感染対策（身体的距離の確保、マスクを外して会話をを行う者への個別注意等）</li> </ul>

# イベント開催等における必要な感染防止策

別紙2

基本的な感染防止策	具体的な対策例 ※対策の例であり必須の取組ではないことに留意すること
(2) その他の感染防止策	
⑤ イベント前の感染対策 □ 発熱等の症状がある者のイベント参加の自粛の呼びかけ	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 体制構築の上、検温・検査の実施</li><li>○ 発熱等の症状がある者の参加自粛を促すことなどがでるキヤンセルボリシーの整備</li></ul>
⑥ 感染拡大対策 □ イベントで感染者が発生した際の参加者への注意喚起	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 感染者が発生した旨の参加者への迅速な周知</li><li>○ COCOAや各地域の通知サービス（BluetoothやQRコードを用いたもの等）等による来場者情報の把握・管理手法の確立（アプリ等の確実なダッシュボードや来場者情報を把握するための具体的な措置の検討）</li><li>○ チケット購入時の参加者の連絡先把握</li></ul>
2. 出演者やスタッフの感染対策	
⑦ 出演者やスタッフの感染対策 □ 出演者やスタッフによる、練習時・本番等における上記(1) 感染経路に応じた感染対策に加え、健康管理や必要な検査等の実施	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 日常から行う出演者やスタッフの感染対策の実施<ul style="list-style-type: none"><li>・ 健康アドバイスの活用等による健康管理</li><li>・ 出演者やスタッフの必要に応じた検査の実施</li><li>・ 発熱等の症状がある者は出演・練習を控える</li><li>・ 練習時やその後の活動等における適切なマスクの正しい着用、出演者やスタッフの関係者間の適切な距離確保、換気等</li></ul></li><li>○ 本番及びその前後の活動における出演者やスタッフの感染対策（舞台上等でのマスク着用の有無など）に応じた適切な距離確保、換気、飲食を伴う際の適切な感染対策（マスク着用の有無など）の実施</li><li>○ ステージと観客席間の適切な距離の確保、出演者やスタッフ及び観客双方への感染対策の周知</li></ul>

# 感染防止安全計画策定等に係る事務手続きフロー



(※) 緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域においては5,000人超のイベント

## オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策について（抄）

### Ⅲ. オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策について

#### 【事業所】

- 事業所については、その形態は様々であるが、社会機能の維持の観点から感染を防ぐためにも、オミクロン株の特徴として感染・伝播性が高いことを踏まえ、三密を避ける行動を徹底すべきである。また、緊急事態宣言や都道府県による“レベル3”への引き上げを待つことなく、以下の感染防止策を前倒しで実施していくべきである。その際、対面を必要とする業務のか等業務内容に合わせて対策を講じるべきである。
  - ・緊急事態宣言の発出を待つことなく、職場への出勤に関して、業務継続の観点からも、在宅勤務（テレワーク）の活用等による出勤者数の削減の目標を前倒して設定すること。
  - ・感染リスクの高い行動は避けること。
  - ・職場や現場における基本的な感染防止策を徹底すること。特に飛沫のかかる物品・設備の共用や使いまわしの回避、使用前後の消毒は徹底すること。
  - ・休憩室、更衣室、喫煙室等における飲食や会話の自粛、適切な（使用人数に応じた定期的な）換気、三密回避を徹底すること。
  - ・食堂や寮など職員の交わりが想定される場面での対人距離の確保、適切な換気、共用部分の消毒を徹底すること。
  - ・従業員の体温管理（日々の検温、必要に応じた検査等）を徹底すること。
  - ・大人数・大声の場面が想定される懇親会等は自粛・延期すること。
- 事業継続が求められる業種に係る業務継続計画（BCP）の確認、重要業務の特定、体制の整備、必要物資の備蓄等を進めるべきである。

# 効果的な換気のポイント

第17回新型コロナウイルス  
感染症対策分科会提言

## 1. 効果的な換気（必要な換気量の確保と空気の流れの配慮）

### 1-1 必要な換気量の確保は感染対策の基本（必要な換気量の確保）

- 機械換気による常時換気を。定期的な機械換気装置の確認やフィルタ清掃等も重要。
- 機械換気は強制的に換気を行うもので、2003年7月以降は住宅にも設置。通常のエアコンには換気機能がないことに留意。
- 機械換気が設置されないと換気効果が大きい場合、窓開け換気を行う。
- 必要な換気量（一人当たり換気量30m<sup>3</sup>/時を目安）を確保するため、二酸化炭素濃度を概ね1,000ppm以下に維持（※1）必要換気量を満たしているかを確認する方法として、二酸化炭素濃度測定器（CO<sub>2</sub>センサー）の活用が効果的。
- （※1）二酸化炭素濃度1,000ppm以下については目安であり、適切な換気や気流となっていることが重要。
- 必要な換気量を確保できない場合、換気扇、扇風機、サーキュレーターのほか、HEPAフィルタ付きの空気清浄機（※2）の使用も考えられる。
- （※2）高性能微粒子（HEPA）フィルタ付空気清浄機：空気中に浮遊する0.3μmの微粒子の99.97%以上を除去することが可能。空気清浄機は二酸化炭素濃度を下げることはできないことに留意。

### 1-2 感染を防ぐための空気の流れの作り方（空気の流れの配慮）

- 十分な外気の取り入れ・排気とあわせ、空気の流れにより局所的に生じる空気のよどみを解消。
- エアロゾルの発生が多いエリアから排気して、反対側から外気を取り入れると、浮遊するエアロゾルを効果的に削減することが出来る。
- 空気の流れを阻害しないパーテーションの設置
- 空気の流れに対して平行に配置し、空気の通り道を設ける。
- 目を覆う程度の高さのパーテーションは、横の人のとの距離を1m程度以上確保できる場合は、3方向を塞がないようにする。
- （※）ビル管理法の特定建築物に該当する事業所等については、同法に基づく対応を行う。

事務連絡  
令和4年9月8日

各都道府県知事 殿  
各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長

イベント開催等における感染防止安全計画等について（改定その7）

令和4年9月8日、新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が一部変更され、「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和4年9月8日事務連絡）において、同一イベントにおける「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合の取扱い等をお示したところである。

各都道府県並びに各府省庁においては、基本的対処方針及び本事務連絡等を踏まえ、対応をお願いしたい。

なお、今後の感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、イベント開催時に必要な感染防止策の項目等について変更があり得ることに留意されたい。

**1. 安全計画について**

（1）概要（別紙1を参照）

参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベント（※1、2、3）を対象に、イベント開催時に必要な感染防止策の各項目を着実に実施するため、イベントごとにイベント主催者等が具体的な感染防止策を検討・記載し、各都道府県がその内容の確認及び必要な助言等を行うことにより、感染防止策の実効性を担保するもの。

安全計画を策定しないイベントについては、引き続き、イベント開催時に必要となる感染防止策への対応状況をチェック形式で確認するチェックリストをイベント主催者等がHP等で公表し、イベント終了日から1年間保管することとする。

（※1）緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域である都道府県においては5,000人超のイベント。

（※2）参加者を事前に把握できない場合は、イベント主催者等が想定する参加予定人数が5,000人超の時、収容定員が設定されていない場合は、人と人とが触れ合わない程度の間隔で開催したい時、原則、安全計画策定の対象とする。

(※3) 「イベント」については、都道府県知事の判断により、緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域である都道府県において、遊園地やテーマパーク等を含めることができる。

## (2) 感染防止策の項目（別紙2参照）

以下の①～⑦の項目について、具体的な感染防止策を安全計画に記載する。なお、各都道府県において、各地域の感染状況等に応じて、項目を追加することは差し支えない。

### 1. イベント参加者の感染対策

#### (1) 感染経路に応じた感染対策

##### ① 飛沫感染対策

- 適切なマスク（不織布マスクを推奨。以下同じ。）の正しい着用の周知・徹底
- イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保  
（「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合、上記の対策に加えて）
- 大声なしエリア・大声ありエリアの明確な区分があり、それぞれにおける、イベント参加者間の適切な距離の確保
- 大声なしエリアにおける、大声を防止するための対策の実施

##### ② エアロゾル感染対策

- 機械換気による常時換気又は窓開け換気
- 適切なマスクの正しい着用の周知・徹底【①と同様】
- イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】

##### ③ 接触感染対策

- イベント参加者によるこまめな手洗・手指消毒の徹底や、主催者側によるイベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）の消毒の実施
- イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】

(2) その他の感染対策

④ 飲食時の感染対策

- 上記（1）感染経路に応じた感染対策と併せて、飲食時の感染対策（食事中以外のマスク着用、飲食に伴いマスクを外す際の会話自粛等）の徹底の周知

⑤ イベント前の感染対策

- 発熱等の症状がある者のイベント参加の自粛の呼びかけ

⑥ 感染拡大対策

- イベントで感染者が発生した際の参加者への注意喚起

2. 出演者やスタッフの感染対策

⑦ 出演者やスタッフの感染対策

- 出演者やスタッフによる、練習時・本番等における上記（1）感染経路に応じた感染対策に加え、健康管理や必要に応じた検査等の実施
- 舞台と客席との適切な距離の確保など、出演者やスタッフから参加者に感染させないための対策の実施

2. 都道府県及び府省庁における対応事項（別紙3～6参照）

（1）都道府県

【事務手続】

- ① 本事務連絡の内容について、広く周知を行い、安全計画の策定を希望するイベント主催者等（※1）が、イベント開催日の2週間前までを目途に都道府県に提出する（※2）よう促すとともに、提出後に計画の変更が必要になった場合には、イベント開催日直前の連絡となることがないよう、必要になった段階で速やかにイベント主催者等から都道府県に連絡・相談するよう促すこと。なお、イベント主催者等がチケット販売を見据え、時間的余裕をもって安全計画を提出し得ることに留意し、都道府県は、イベント開催の2週間前よりも前に提出があった場合にも、原則、提出があった時点で、受け付けること

（※1）イベント主催者等は、安全計画の提出に当たっては、必要に応じて専門家への事前確認や関係各府省庁への共有を行うこと。

（※2）一定期間に反復的に同一施設を使用して同様のイベントを実施する場合には、一括して提出可。

- ② 安全計画の内容について、以下の点の確認を行い、感染防止策として不十分であると判断した場合は、イベント主催者等に対して必要な助言等を行う（※）こと。その際、イベント主催者等の事情に配慮し、安全計画提出後、原則1週間以内を目途に連絡すること。提出後に計画の変更があった場合においても、可能な限り柔軟に対応を行うこと  
(※) 本事務連絡2(2)②の「問題が発生したイベント主催者等」から提出された安全計画については、十分に確認すること。

＜確認事項＞

- 基本的感染防止策の全項目にチェックが入っているか。
- 項目ごとに具体的に記述された内容が、以下の観点を参考に、有効かつ実現可能なものとなっているか。
  - (観点)
    - ・ イベントの規模に対する妥当な感染防止策の規模か。  
(例：消毒液設置数や誘導スタッフの数、参加見込者や出入口数に見合った分散入退場の計画（分割単位や開場時間等）が妥当か)
    - ・ 有効な感染防止策となっているか。  
(例：チェックした項目に対して妥当な対策となっているか)
    - ・ 計画だけでなく実効性が担保された感染防止策となっているか。  
(例：イベント前後やイベント中に確実に実行できる内容か。)
    - ・ イベントや利用施設に固有のリスクがある場合、それらのリスク分析や対策がなされているか。  
(例：大声での応援等が起こり得るイベントを想定した大声抑止策や換気設備、開催スケジュールを考慮した換気の計画となっているか)
    - ・ 「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合は、それぞれのエリア毎に必要な感染対策が確実に実施できる運用及び体制が整備されているか。  
(例：それぞれのエリアに対応したルールの設定や警備員の配置、両エリアを区分するための仕切り等の設置、動線の確保、誘導員の配置等が計画されているか。)
    - ・ 対象者全員検査を実施する場合は、具体的な確認方法について、実行可能性が十分か。  
(例：利用見込者数に対して十分な受付窓口やスタッフ数、受付時間があるか)
    - ・ 有識者から助言を受けている場合は、その助言内容を踏まえた感染防止策となっているか。

- ③ 対象者全員検査を実施するイベントについて、イベント主催者等は、その旨を明記した安全計画を提出することによって、対象者全員検査を実施する旨を都道府県に登録したとみなすこととし、都道府県は登録のあったイベント主催者等の一覧をホームページ等で公表するなど、利用者に周知すること。
- ④ イベント終了後、1か月以内を目途に、結果報告書（別紙6参照）を都道府県に提出する（※）ようイベント主催者等に対して促すこと。  
（※）一定期間に反復的に同一施設を使用して同様のイベントを実施する場合には、一括して提出可。
- ⑤ 問題が発生（感染防止策の不徹底、クラスター発生の可能性等）した場合は、イベント主催者等に対し、直ちに結果報告書を都道府県に提出させるとともに、関係府省庁（所管府省庁及び内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室）に共有すること。

## （2）関係府省庁

### 【事務手続】

- ① 本事務連絡の内容について、所管する業界等に広く周知を行い、安全計画の策定を希望するイベント主催者等（※1）が、イベント開催の2週間前までを目途に都道府県に提出する（※2）よう促すとともに、提出後に計画の変更が必要になった場合には、イベント開催日直前の連絡となることがないよう、必要になった段階で速やかにイベント主催者等から都道府県に連絡・相談するよう促すこと。  
（※1）イベント主催者等は、安全計画の提出に当たっては、必要に応じて専門家への事前確認や関係各府省庁への共有を行うこと。  
（※2）一定期間に反復的に同一施設を使用して同様のイベントを実施する場合には、一括して提出可。
- ② 本事務連絡2.（1）⑤の「イベント主催者等」の情報を集約し、適宜、全都道府県へ共有を行うこと。

# 「感染防止上安全計画」の概要

## 別紙1

- 「感染防止安全計画（以下「安全計画」）」は、参加人数が**5,000人超かつ収容率50%超**のイベント（※）を対象に、イベント開催時に必要な感染防止策を着実に実施するため、イベントごとにイベント主催者等が**具体的な感染防止策を検討・記載し、各都道府県がその内容の確認及び必要な助言等を行うことにより、感染防止策の実効性を担保するもの。**
- イベント開催後、主催者等（は結果報告書を都道府県から関係府省庁に共有し、関係府省庁は所管する業界等に対し原因究明や改善策を求めるなど、PDCAサイクルを確立。）
- イベント開催等における必要な感染対策を整理するとともに、同一イベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを区分して開催する場合を規定。

（※）緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域においては**5,000人超**のイベント。「イベント」については、都道府県知事の判断により、緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域において、遊園地やテーマパーク等を含めることができる。

対象となる イベント参加人数		安全計画		
		<b>5,000人超かつ収容率50%超</b>		
		<input type="checkbox"/> 安全計画提出	（※1、2）（※1）一定期間に反復的に同一施設を使用して同様のイベントを実施する場合には、一括して提出可。	（※2）緊急事態措置の発令時に、上限人数を超えて、収容率100%での開催をしようとする場合は、安全計画の中に対象者全員検査の実施にかかる手順等を盛り込むこととする。
		<input type="checkbox"/> 結果報告提出	（※3）原則提出。（同様のイベントを実施する場合は一括して提出可。ただし問題発生時に速やかに提出。）	
必須				
			（基本的対策例） ▶ マスク着用の徹底	（基本的対策の内容を業種別ガイドライン等を参考にしつつ、 <b>具体的に記述し、必要に応じて専門家に確認する</b>
			（安全計画）記述欄	
			観戦区画ごとに警備員を○名配置し、マスク未着用者を個別に注意。程度に応じて退場。	

- <補足①>収容率上限100%（大声無し）とする場合の取扱い  
「5,000人超かつ50%超のイベント：安全計画策定、それ以外のイベント：チェックリスト公表」で担保（※）収容人数に問わらず、開催後に大声の発生が確認された場合は、今後のイベントは収容率を50%とするなど、厳しい措置を講じる。
- <補足②>同一イベントにおいて「大声あり」、「大声なし」のエリアを区分して開催する場合の取扱い  
安全計画、チェックリストにおいて、必要な対策を明記。
- <補足③>安全計画を策定しないイベントの取扱い  
チェックリスト公表。問題が発生した場合は、都道府県、関係府省庁に結果報告資料を提出。

# イベント開催等における必要な感染防止策

別紙2

基本的な感染防止策	具体的な対策例 ※対策の例であり必須の取組ではないことに留意すること
<h2>1. イベント参加者の感染対策</h2> <h3>(1) 感染経路に応じた感染対策</h3>	<p><b>①飛沫感染対策</b></p> <p>□ 適切なマスク（不織布マスクを推奨。以下同じ。）の正しい着用の周知・徹底</p> <ul style="list-style-type: none"><li>* 適切なマスクの正しい着用については、厚生労働省HP「マスクの着用について」を参照。なお、屋外において、他者と距離がとれない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要ないことに留意すること。</li></ul> <p>□ イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保</p> <ul style="list-style-type: none"><li>* 大声を伴わない場合は、人と人との間に適切な距離を確保する。ただし、大声を伴う可能性がある場合は、前後左右の座席との身体的距離の確保（座席間は1席（座席間は最低1m）空ける）</li><li>* 主催者や出演者等から参加者等に対する大声を出さないことを周知すること。大声を伴う場合は、「大聲あり」と定義し、「大聲なし」と定義する。これをおこなう場合は、①反復・継続的に声を発することと定義し、これを積極的に推奨する。また、②通常よりも大きな声量で、③観客等が、これをおこなう場合は、「大聲あり」に該当する。</li></ul> <p>□ 「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合、上記対策に加えて、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>□ 大声なしエリア・大声ありエリアの明確な区分があり、それぞれににおける、イベント参加者間の適切な距離の確保</li><li>□ 大声なしエリアにおける、大声を防止するための対策の実施</li></ul>
	<p>○ マスクを着用しない者や大声を出す者（大声なしの場合）に対する個別注意等の具体的方法の検討・実施</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ (大声なしの場合) 主催者や出演者等から参加者等に対する「大声を出さないこと」の適切な周知</li><li>・ マスクを着用しない者や繰り返し大声を発する観客（大声なしの場合）の退場措置の事前準備・周知（チケット購入時の約款によるモニタリング、個別注意や退場時購入時に明記等）</li><li>・ 応援自粛や映像・音声によるモニタリング、個別注意や退場警備員の徹底</li></ul> <p>○ 入場ゲートの増設、開場時間の前倒し、時間差・分散退場の実施、密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築、交通機関との連携（駅付近の混雑度度測定器等）による増便・運送機器等の混雑度度測定器等による活用による混雑状況の把握・誘導</p> <p>○ 誘導員等の配置による</p> <p>○ チケット販売時等におけるエリア区分に関する周知・徹底</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ イベントごとの声出し応援のルール等の周知・徹底</li><li>・ 座席指定などエリアごとにチケットを分けて販売</li><li>・ 主催者及び出演者等からのおなしあわせや警備員の配置等による、大声なしエリアにおける応援自粛の呼びかけ、及び大声を出す者がいた場合の個別の注意や退場の徹底</li></ul>

# イベント開催等における必要な感染防止策

別紙2

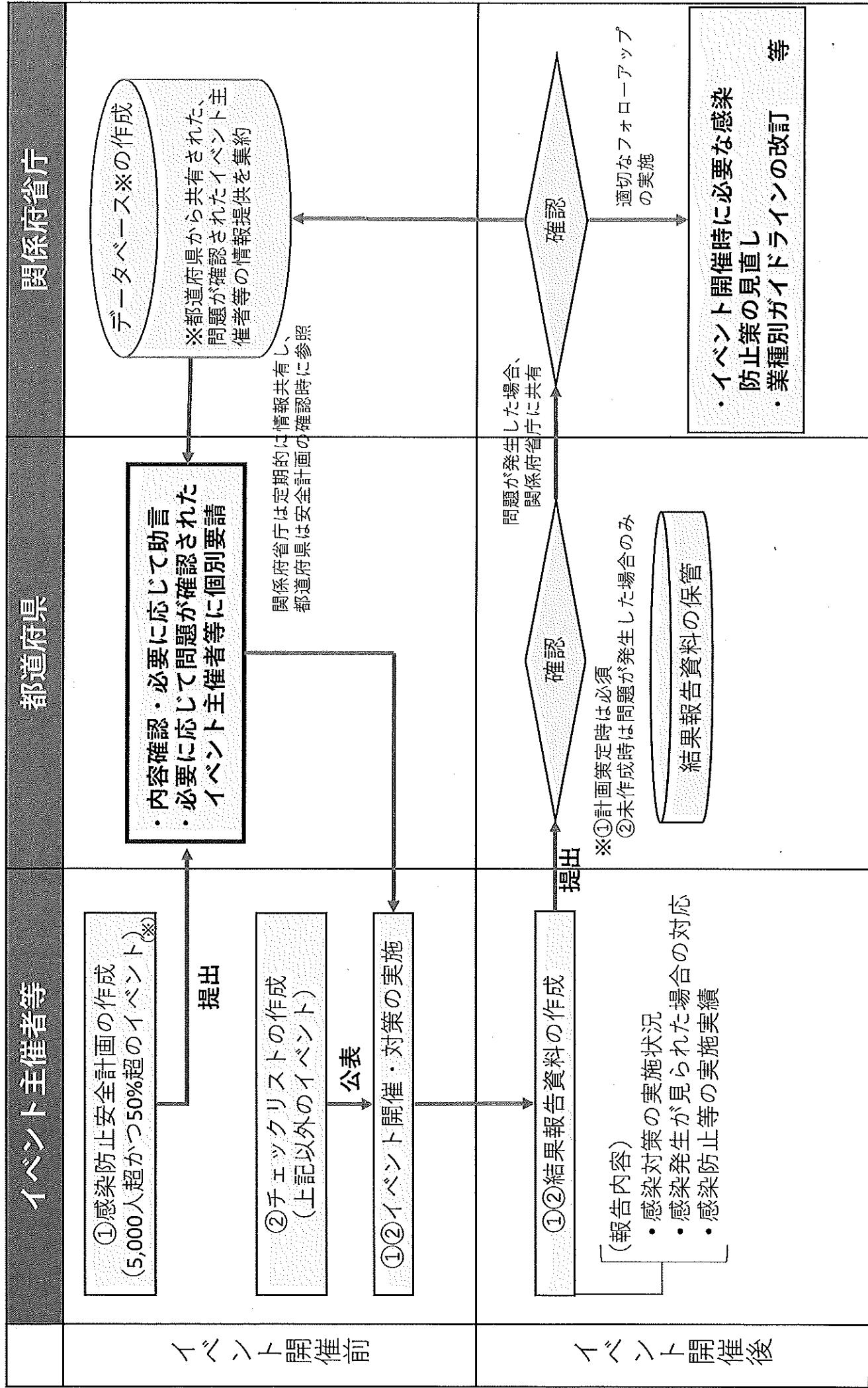
基本的な感染防止策		具体的な対策例 ※対策の例であり必須の取組ではないことに留意すること
(1) 感染経路に応じた感染対策		
(2) エアロゾル感染対策		
□ 機械換気による常時換気又は窓開け換気		
* 必要な換気量（一人当たり換気量30m <sup>3</sup> /時を目安）を確保するため、二酸化炭素濃度を概ね1,000ppm以下を目標とする（二酸化炭素濃度測定器の活用が効果的）		○ 各施設の設備に応じた換気施設に備わっている換気設備の確認、その仕様を踏まえ ・ 適切な換気
* 機械換気が設置されていない場合の窓開け換気は、可能な範囲で2方向の窓開け		・ 二酸化炭素濃度測定器による常時モニターや映像解析を活用した換気状況を確認するための手法の検討・実施 ・ 換気能力維持のための定期的な検査・メンテナンス
* 機械換気、窓開け換気とともに、相対湿度の目安は40-70%		○ マスクの着用及び距離の確保については、①飛沫感染対策の対策例を参照
□ 適切なマスクの正しい着用の周知・徹底【①と同様】		
□ イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】		
(3) 接触感染策		
□ イベント参加者によるまめな手洗・手指消毒の徹底や、主催者側によるイベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）の消毒の実施		○ 具体的な手洗場、アルコール等の手指消毒液の設置場所、準備個数等の検討・実施 ○ アナウンス等による手洗・手指消毒の呼びかけ
□ イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】		○ 距離の確保については、①飛沫感染対策の対策例を参照
(2) その他の感染対策		
(4) 飲食時の感染対策		
□ 上記(1) 感染経路に応じた感染対策と併せて、飲食時の感染対策（食事中以外のマスク着用、飲食に伴いマスクを外す際の会話自粛等）の徹底の周知		○ アナウンス等による飲食時の感染対策の呼びかけ ○ 飲食専用エリアの設置及び当該エリアでの飲食の推奨 ○ 飲食店に求められる感染対策等を踏まえた飲食専用エリアでの感染対策（身体的距離の確保、マスクを外して会話をを行う者への個別注意等）

# イベント開催等における必要な感染防止策

別紙2

基本的な感染防止策	具体的な対策例 ※対策の例であり必須の取組ではないことに留意すること
(2) その他の感染防止策	
⑤ イベント前の感染対策 □ 発熱等の症状がある者のイベント参加の自粛の呼びかけ	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 体制構築の上、検温・検査の実施</li><li>○ 発熱等の症状がある者の参加自粛を促すことがで きるキヤンセルポリシーの整備</li></ul>
⑥ 感染拡大対策 □ イベントで感染者が発生した際の参加者への注意喚起	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 感染者が発生した旨の参加者への迅速な周知</li><li>○ COCOAや各地域の通知サービス（BluetoothやQRコードを用いたもの等）等による来場者情報の把握・管理手法の確立（アプリ等の確実なダウンドロードや来場者情報を把握するための具体的な措置の検討）</li><li>○ チケット購入時の参加者の連絡先把握</li></ul>
2. 出演者やスタッフの感染対策	
⑦ 出演者やスタッフの感染対策 □ 出演者やスタッフによる、練習時・本番等における上記(1) 感染経路に応じた検査等の適切な距離の確保など、出演者やスタッフと客席との適切な距離の確保など、出演者から参加者に感染させないための対策の実施	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 日常から行う出演者やスタッフの感染対策の実施<ul style="list-style-type: none"><li>・ 健康アプリの活用等による健康管理</li><li>・ 出演者やスタッフの必要に応じた検査の実施</li><li>・ 発熱等の症状がある者は出演・練習を控える</li><li>・ 練習時やその後の活動等における適切なマスクの正しい着用、出演者やスタッフの関係者間の適切な距離確保、換気等</li><li>○ 本番及びその後の活動における出演者やスタッフの感染対策（舞台上等でのマスク着用の有無などに応じた適切な距離の確保、換気、飲食を伴う際の適切な対策等）の実施</li><li>○ ステージと観客席間の適切な距離の確保、出演者やスタッフ及び観客双方への感染対策の周知</li></ul></li></ul>

# 感染防止安全計画策定等に係る事務手続きフロー



(※) 緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域においては5,000人超のイベント